

⑤ 登山者への救護活動

噴石・火山灰・火山ガス等により緊急に下山し、その際に負傷（被災）した登山者の応急処置や救急車の待機ポイントは原則として各登山口とする。

また、ヘリコプターによる救護活動を行う際は、下記の【表 22】、【図 25】に示すヘリポートを活用する。

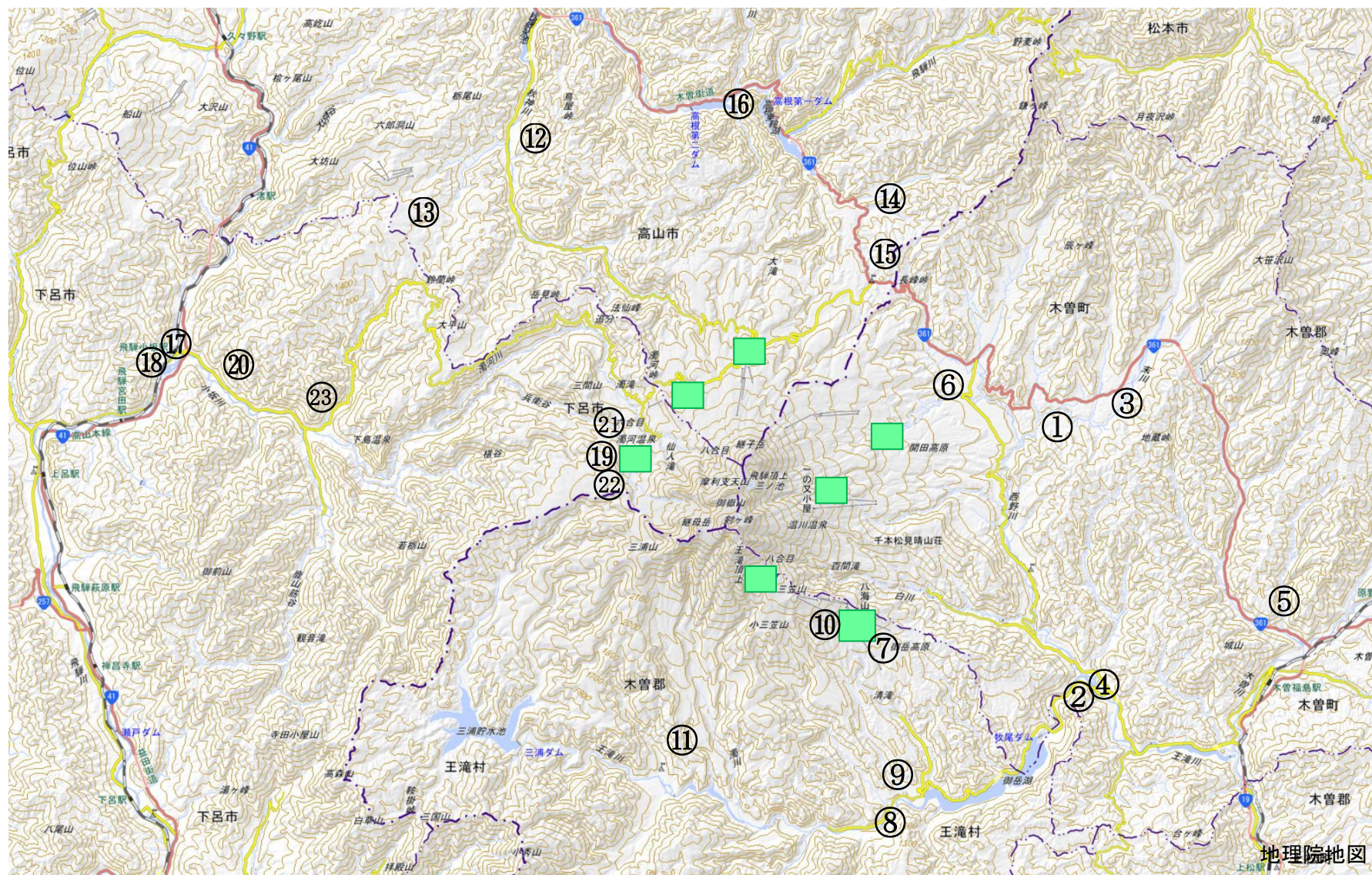
ヘリポート

【表 22】

木曽町	①	開田中学校校庭
	②	三岳野球場
	③	開田小学校校庭
	④	三岳小学校校庭
	⑤	木曽青峰高校第2グラウンド
	⑥	開田高原体育館
王滝村	⑦	御岳高原ヘリポート
	⑧	松原スポーツ公園
	⑨	王滝小中学校校庭
	⑩	八海山駐車場
	⑪	滝越ゲートボール場
高山市	⑫	秋神グラウンド
	⑬	鈴蘭高原カントリークラブ
	⑭	飛騨高山御嶽トレーニングセンター
	⑮	高根総合グラウンド
	⑯	旧高根中学校グラウンド
下呂市	⑰	小坂防災ヘリポート
	⑱	小坂ヘリポート
	⑲	御嶽濁河高地トレーニングセンター
	⑳	小坂ふれあいグラウンド
	㉑	濁河スキー場
	㉒	濁河温泉市営駐車場
	㉓	ひめしゃがの湯

〈ヘリコプター離発着場及び救急車両等の待機場所位置〉

【図 25】



〈凡 例〉 (数字) : ヘリポート ■ : 救急車両等の待機場所 (登山口を想定)

(3) 観光客への対応

① 観光客避難の考え方

ハザードマップにより大きな噴石、小さな噴石、火砕流（火砕サージを含む）、融雪型火山泥流の影響が及ぶ範囲のうち、気象庁から発表される「警戒が必要な範囲」を基に市町村長が設定する警戒区域の内側が避難対象区域となる。

避難対象区域内の観光施設等はただちに利用者を避難対象区域外の避難所等へ避難させた後、施設を閉鎖し、避難対象区域内に滞在する観光客は、避難対象区域外の避難所等へ避難するものとする。

② 観光客の把握

観光事業者（観光施設、宿泊施設、旅行代理店等）、観光関係団体（観光協会等）及び交通事業者等と連携し、緊急時における観光客の把握に努める。また、緊急時に迅速な連携がとれるよう平常時からこれらの機関との情報連絡体制を構築するとともに、観光客の把握手段の多様化や把握精度の向上方法等について検討する。

③ 外国人観光客への対応

御嶽山周辺の観光施設等には、様々な国からの観光客が訪れる。外国人観光客は、土地勘がない、日本語が理解できない、火山についての知識がない等、日本人観光客と比較し、緊急時には一層の支援を要することに留意する必要がある。そのため、各観光施設とも連携し、ピクトグラム(図記号)等の多言語コミュニケーションツールの活用、多言語表記看板の設置、複数言語によるアナウンス等、外国人観光客に配慮した防災対策について検討を行う。

(4) 避難促進施設

① 避難促進施設の指定等

火山の噴火時に、迅速かつ円滑に避難するためには、火口近傍や警戒地域内に位置する施設を利用する者の安全を確保するための取組が重要である。

市町村は、火口からの距離等施設の位置や、利用者数等施設の規模、施設所有者等の常駐の有無、その他地域の実情を考慮した上で、改正活火山法第6条第1項第5号の規定に基づき、避難促進施設として該当する施設の名称及び所在地を市町村地域防災計画に定める。

避難促進施設の所有者・管理者は、施設の防災体制、利用者の避難誘導、避難訓練や職員への防災教育、迅速な避難のために必要な措置を内容とする「避難確保計画」の作成が義務づけられている。

なお、市町村は、協議会等の助言を踏まえ、避難促進施設における避難確保計画の作成を支援し、利用者等に対する情報伝達や避難誘導等の体制を整備させるとともに、避難確保計画の作成・公表又は避難確保計画に基づく訓練の実施について報告を受けた際には、その内容について十分に検証し、必要に応じて助言・勧告を行い、より実効性の高い避難確保計画とするよう努める。

避難促進施設の名称及び所在地

【表 23】

施設の名称	施設の所在地
御嶽神社頂上奥社神殿及び祈祷所	長野県木曾郡木曾町三岳1番地1 黒沢御岳国有林863イ・リ林
二ノ池山荘	長野県木曾郡木曾町三岳1番地1 黒沢御岳国有林863ム林小班
石室山荘	長野県木曾郡木曾町三岳1番地1 黒沢御岳国有林863ネ林小班
女人堂	長野県木曾郡木曾町三岳1番地1 黒沢御岳国有林863レ林小班
行場山荘	長野県木曾郡木曾町三岳1番地1 黒沢御岳国有林861ニ林小班
御岳ロープウェイ飯森高原駅舎	長野県木曾郡木曾町三岳1番地1 黒沢御岳国有林856ロ林小班

避難促進施設の名称及び所在地 (続き)

【表 23】

施設の名称	施設の所在地
王滝頂上避難施設	長野県木曾郡王滝村 3165 番地先 御岳国有林 2453 チ林小班
御嶽神社頂上社務所	長野県木曾郡王滝村 介奥社
田の原遥拝所	長野県木曾郡王滝村 御岳国有林 2453 ロ林小班
田の原社務所	長野県木曾郡王滝村 御岳国有林 2453 ホ林小班
長野県立御嶽山ビジターセンター	長野県木曾郡王滝村 御岳国有林 2453 ハ林小班
御嶽スキー場	長野県木曾郡王滝村 御岳国有林 2447 ロ林小班
下呂市御嶽山五の池小屋	岐阜県下呂市小坂町落合 2376 番地 1 落合国有林 80 ロ林小班
二の池ヒュッテ	岐阜県下呂市小坂町落合 2376 番地 1 落合国有林 80 ロ林小班

② 避難促進施設の避難支援

避難促進施設は、突発的に噴火した場合、噴石等から利用者等を守るため、避難場所等への緊急退避の誘導を行う。

避難促進施設は、火山活動の状況等に応じて、市町村との協議により連携し避難所等までの避難誘導にあたる。また、施設に緊急退避した人数や負傷者の有無などの状況を市町村に報告する。

市町村は、火山活動の状況等を踏まえ、避難促進施設と協議し、緊急退避後の避難誘導の実施時期を決定し、施設と連携して避難誘導にあたる。